

除外要件整理票

番 号	①				
土地の概要	所在地	丹波篠山市東吹字中道ノ坪544番1		面積	2,345㎡のうち 480㎡
	公簿地目	田		現況地目	田
	所有者の住所	丹波篠山市東吹		所有者の氏名	A
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)の利用集積該当	該当有り 該当無し	利用集積の該当面積		
			担い手の氏名又は組織名		
			利用集積の内容		
土地改良事業実施状況	県営ほ場整備事業 城南東部第6工区 (昭和55年5月30日完了)		担い手以外の権利設定関係	該当無し	
事業者	住所	丹波篠山市			
	氏名	B	職業	障害福祉サービス事業	
	土地所有者との関係	ー			
事業概要	施設等の概要	障害者等支援施設の職員及び送迎用車両のための駐車場整備			
	実施する理由	事業者が申出地の隣接地で運営している生活介護事業所において、送迎車両及び職員車両の台数増加に伴い、慢性的な駐車場不足が生じている。送迎時の混雑により車両と利用者との接触の危険があるほか、屋外活動に供すべきスペースを駐車場として利用しているために支援内容を制約せざるを得ない状況となっており、新たな駐車場の確保が必要である。 近隣において用地を検討したが、農地以外の土地や白地農地では適地がなく、申出地を駐車場の計画地としたことから農振除外の協議を要する。			
	実施する時期	令和9年4月			
○農用地区域からの法定除外要件（農振法第13条第2項）農振除外の6要件					
要件		照 合 結 果			
1号 (代替性、具体性)		・別添資料のとおり具体的な転用計画があり、必要かつ緊急性が認められる。 ・近隣において用地を検討したところ、申出地以外では条件に合う土地がなく、申出地を選定するに至った。			
2号 (地域計画への影響)		・今回除外申出面積は味間地区地域計画区域内の農用地等面積の0.02%であり、除外による地域計画達成への影響は認められない。			
3号 (農業への影響)		・計画地は、西及び南の2辺を農用地区域以外に接し、北の1辺を道路に接する縁辺部である。地形的連続性や農作業の連続性を損なうものではなく、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないと認められる。			
4号 (農用地利用集積への影響)		・現在利用権が設定されておらず、利用集積に支障はない。			
5号 (土地改良施設への影響)		・土地改良施設には手を加えず、工事中及び完成後においても十分な土砂流出防止措置を講じるため、土地改良施設の機能及び他の農地への影響は認められない。			
6号 (ほ場整備完了後8年以上経過)		・昭和55年5月30日 県営ほ場整備事業城南東部第6工区工事完了。 ほ場整備後、8年以上経過している。			
市町の総合判断					
上記の1～6号要件を全て満たしており、除外はやむを得ないものと考えられる。					